

鹿児島国際大学ガバナンス・コード

2021（令和3）年2月5日施行

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、鹿児島国際大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、学校法人津曲学園中期ビジョン（以下「中期ビジョン」という。）を踏まえ、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

本学は、学則第1条（目的）に記載されている東西文化の融合を趣旨とする建学の趣旨に込められた精神、その実現の根本は教育にあるという創立者の強い思いを受け継ぎながら、地域社会の発展に寄与できる人材の育成に努めています。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

本学は、「東西文化の融合」「地域社会への貢献」の建学の精神の下に、次のとおり基本理念を定めています。

- ① 「国際的視野でものを考え、地域社会に貢献する人材」を育成します。
- ② 「地域に暮らす人々の生活を生涯支え続けるための人材」を育成します。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 大学の教育目的及び研究目的

本学は、鹿児島の進取開明の伝統を継承しつつ、東西文化の融合を趣旨とする建学の精神に則り、社会科学及び人文科学に重きを置く学術知識・技能の教育研究を推進し、国際社会及び地域社会の発展に寄与しうる人材を養成することを目的とします。

② 経済学部の教育目的及び研究目的

経済学部は、経済及び経営に関する専門的な教育研究を行い、理論だけでなく実践的な知識と技能を備え、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とします。

ア 経済学科の目的

経済学科は、経済に関する専門的な教育研究を行い、経済情勢の分析能力と総合的な判断力を備え、国際化・情報化が進む現代社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とします。

イ 経営学科の目的

経営学科は、経営や地域創生に関する専門的な教育研究を行い、企業経営及び地域再生・活性化に必要な知識、技能、意思決定力、さらに現場での実践力を備えた地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とします。

③ 福祉社会学部の教育目的及び研究目的

福祉社会学部は、福祉社会に関する専門的知識を教授し、総合的な人間関係を基に、社会・福祉・教育の分野の理解と分析を身につけて、時代が求める「福祉社会」実現のために、参画する広い視野を持った人材を養成することを目的とします。

ア 社会福祉学科の目的

社会福祉学科は、福祉に関する専門的知識を教授し、福祉・医療・介護・教育分野の社会福祉全般にわたる幅広い専門知識と技術を学び、福祉社会を実践的に支える人材を養成することを目的とします。

イ 児童学科の目的

児童学科は、子どもに関する専門的知識を教授し、子どもたちの未来を創造していける豊かな感性と深い知識をもつ、子どもをめぐる諸問題に積極的に関わる人材を養成することを目的とします。

④ 国際文化学部の教育目的及び研究目的

国際文化学部は、人間考察に関する専門的知識を教授し、国際交流に必要な豊かなコミュニケーション能力と異文化に対する理解を深め、グローバルな視点にたった相互理解を図る真の国際人を養成することを目的とします。

ア 国際文化学科の目的

国際文化学科は、異文化理解とコミュニケーション能力を体系的・融合的に身につけ、国際的キャリア形成についての明確なビジョンと人類の福祉に貢献できる資質とを備えた人材を養成することを目的とします。

イ 音楽学科の目的

音楽学科は、音楽に関する専門的知識を教授し、高度な技術と幅広い知識並びに豊かな創造性を有する芸術文化を通して社会に貢献できる人材を養成することを目的とします。

⑤ 大学院の教育目的及び研究目的

大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、創造的な知性と豊かな人間性を培い学術文化の進展に寄与することを目的とします。

ア 経済学研究科の目的

経済学研究科は、経済学・経営学に関する深い学識および卓越した能力を養うとともに、それに基づいて国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、経済学・経営学に関して研究者として自立して研究活動を行

う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とします。

イ 福祉社会学研究科の目的

福祉社会学研究科は、福祉社会学に関する深い学識および卓越した能力を養うとともに、それに基づいて高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、福祉社会学に関する研究者として自立した研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とします。

ウ 国際文化研究科の目的

国際文化研究科は、国際文化に関する深い学識および卓越した能力を養うとともに、それに基づいて国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、国際文化に関して研究者として自立して研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とします。

(2) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に大学経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学校法人津曲学園所属長の任免及び任期に関する規程に基づき、理事長が理事会に諮りこれを行います。学長の権限・役割については、鹿児島国際大学学則において、「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決」とありますが、大学の校務については学長にその権限が委任されています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学長補佐、副学長、学部長、研究科長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

2-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1条に掲げる「鹿児島の進取開明の伝統を継承しつつ、東西文化の融合を趣旨とする建学の精神に則り、社会科学及び人文科学に重きを置く学術的知識・技能の教育研究を推進し、国際社会及び地域社会の発展に寄与しうる人材を養成する」という目的を達成するため、学長としての方針（学長方針）を明確にするとともに、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会の構成員として委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期ビジョン、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを

積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（学長補佐・副学長・学部長・研究科長の役割）

- ① 大学に学長補佐を置くことができるようにしており、鹿児島国際大学学則第42条第1項第5号において「学長補佐は、運営全般に関して、学長を補佐し、学長の委任する校務について、自らの権限で処理することができる」としています。その職務については鹿児島国際大学学長補佐及び副学長に関する規程に定めています。
- ② 大学に副学長を置くことができるようにしており、鹿児島国際大学学則第42条第1項第6号において「副学長は、学長を助け、学長から指示を受けた範囲の校務について、自らの権限で処理することができる。」としています。その職務については鹿児島国際大学学長補佐及び副学長に関する規程に定めています。
- ③ 学部長の役割については、鹿児島国際大学学則第43条第1項第2号において「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」としています。
- ④ 研究科長の役割については、鹿児島国際大学大学院学則第48条第1項第2号において「研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。」としています。

2-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については鹿児島国際大学学則第47条に定めています。また、教授会に関する必要な事項は、各学部教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

2-3 研究科会議

(1) 研究科会議の役割（学長と研究科会議の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために各研究科に研究科会議を設置しています。審議する事項については鹿児島国際大学大学院学則第50条の2に定めています。また、研究科会議に関する必要な事項は、鹿児島国際大学大学院研究科会議規程に定めています。

ただし、研究科会議は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が研究科会議の審議結果に拘束されるものではありません。

第3章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

3-1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。
 - ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）
 - ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
 - ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
 - ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

3-2 教職員等に対して

- (1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。
- (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。
- ① ファカルティ・ディベロップメント：FD
 - ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。
 - イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。
- ② スタッフ・ディベロップメント：SD
 - ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。
 - イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。
 - ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

3-3 社会に対して

- (1) 認証評価及び自己点検・評価
 - ① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。
 - ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する

る定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

3-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

ア 学生等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第4章 安定性・継続性の堅持（学校法人経営の強化）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。このことを踏まえ、その設置者である学校法人津曲学園は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、鹿児島国際大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たすとともに、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び

仕組みを構築します。また、持続可能な学園づくりを目指して中期ビジョンを策定し、鹿児島国際大学はもとより設置校の全教職員が、一体となってその実現に取り組みます。

4-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を学校法人津曲学園理事会業務委任規程に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び大学の運営責任者（学長、学長補佐、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長の権限

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、必要な権限を委ねています。

イ 学長が学長補佐及び副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、定期的に年複数回開催し、審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

4-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
 - ② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
 - ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
 - ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
 - ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
 - ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
 - ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。
- (2) 学内理事の役割
- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学をはじめとする設置校及び本学園の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
 - ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。
- (3) 外部理事の役割
- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
 - ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
 - ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

4-3 監事

- (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について
- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
 - ② 監事は、その責務を果たすため、学校法人津曲学園監事監査規程（以下「監事監査規程」という。）に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
 - ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
 - ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
 - ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。
- (2) 監事の選任
- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、監事を選任します。
 - ② 監事は2名置くこととします。

- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。
- (3) 監事監査
 - ① 監査機能の強化のため、監事監査規程を作成します。
 - ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
 - ③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。
- (4) 監事業務を支援するための体制整備
 - ① 監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に努めます。
 - ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
 - ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
 - ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

4-4 評議員会

- (1) 諮問機関としての役割
 - 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。
 - ① 予算及び事業計画
 - ② 事業に関する中期的な計画
 - ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - ⑥ 寄附行為の変更
 - ⑦ 合併
 - ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
 - ⑨ 収益事業に関する重要事項
 - ⑩ 寄附金品の募集に関する事項
 - ⑪ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。
- (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

4-5 評議員

- (1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
 - ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
 - ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。
- (2) 評議員へのサポート体制
- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

4-6 中期ビジョン

- (1) 中期ビジョンの策定と実現に必要な取組みについて
 - ① 安定した経営を行うために、私立学校法の改正や認証評価等を踏まえつつ、学校法人を取り巻く環境の変化を見据えながら、中期ビジョンを策定し、目標の実現に向けて取り組みます。
 - ② 中期ビジョンについては、毎年、事業計画及び業務実施計画表等を作成し、半年に一度、法人側（理事長、常務理事、監事等）と設置校側（所属長等、大学においては学長、学長補佐、副学長等）による進捗状況把握のための検討協議を行い、その結果については、毎年一回、事業報告書として取りまとめ、理事会へ報告します。
 - ③ 中期ビジョンの実現のため、進捗状況の検討協議等において、事業活動収支試算表に基づく分析・協議を行うなど、理事会メンバーのみならず、設置校の管理職の経営能力を高めていきます。
 - ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材育成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
 - ⑤ 経営陣と教職員が中期ビジョンを共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
 - ⑥ 中期ビジョンの構成、進め方（現行例）
 - ア 構成

基本理念：学園及び各設置校が目指すべき姿、取り組む姿勢を示したもの

基本計画：基本理念を実現するための学園及び各設置校の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた取組の方向性などを示したもの

事業計画：基本計画に基づき、各設置校が基本目標実現に向けて実施する5か年の主な取組を、スケジュール、数値目標などとともに示したもの
 - イ 進め方

本ビジョンを踏まえた事業計画を毎年作成し、実施する各事業については、業務実施計画表に基づき、中間・最終評価を行った上で改善・見直しにつなげていく（PDCAサイクル）

こととしている。

第5章 透明性の確保（情報公開の推進）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関です。また、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在します。これらのことを十分踏まえ、学校法人及び設置校、特に大学の運営や教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たしていきます。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

1) 法人の概要

- ・学校法人としての住所・連絡先
- ・理事・監事・評議員の氏名

- ・理事・監事の略歴（所属機関や職業等）
 - 2) 事業の概要
 - ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況
 - 3) 財務の概要
 - ・収支及び財産（財産目録，貸借対照表，収支計算書）の状況（経年比較等を活用）
 - ・経営改善に取り組んでいれば，その改善策
- (2) 自主的な情報公開
- 法律上公開が定められていない情報についても，積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。
- ① 教育・研究に資する情報公開
 - ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
 - イ 大学間連携
 - ウ 地域連携並びに産学官連携
 - ② 学校法人に関する情報公開
 - ア 中期ビジョン
- (3) 情報公開の工夫等
- ① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については，Web公開に加え，法人本部に備え置き，請求があれば閲覧に供します。
 - ② 情報公開に当たっては，対象者，方法，項目等を明らかにした情報公開規程を策定し，公開します。
 - ③ 公開方法は，インターネットを使ったWeb公開のほか，閲覧者が多岐にわたることを考慮し，「大学ポートレート」，学校要覧，入学案内，広報誌，及び各種パンフレット等の媒体も活用します。
 - ④ 公開に当たっては，分かりやすい説明を付けるほか，説明方法も常に工夫します。

以 上